

令和2年4月27日

保育所に通う保護者の皆様へ

太田市長 清水 聖義  
(福祉こども部こども課)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う、特定教育・保育施設等の  
登園自粛期間の延長について(再要請)

日頃より、児童福祉行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

令和2年4月7日付「新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う、特定教育・保育施設等の臨時休園について」で、ご家庭での保育が可能な場合には、登園を控えていただくよう、協力をお願いをさせていただきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大は、事態の終息を見るに至っていない状況です。そのため、登園自粛をお願いする期間を延長することといたします。登園自粛をお願いする期間中は、子どもの健康を第一に考慮いただき、医療関係従事者やその他社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方等、保護者の方の職務上の都合等により真に保育が必要な方を除き、休業要請等で仕事を休んで家にいることが可能なご家庭では、できる限り登園をお控えくださいますよう、改めてお願いいたします。

記

1 登園自粛期間

令和2年5月31日(日)まで

2 保育料(利用者負担額)の取扱い

5月分について、市内在住の0歳~2歳児の保育料(利用者負担額)は、ご家庭での保育で、登園を控えた日数に応じ、保育料を日割り計算いたします。日割り計算後の保育料変更通知は園を通して配付いたします。

なお、日割り計算後の金額が現時点で算出できないため、月額で全額納付いただき、後日、還付または翌月以降の保育料に充当いたします。その際は充當に関しての承諾書をご提出いただくこととなりますので、ご協力をお願いします。

※ 管外児童の保育料(利用者負担額)は、所在市町村により取扱いが異なります。

※ 給食費等の実費徴収につきましては、各園にお問い合わせください。

### 3 特記事項

- ・登園の際は、各家庭で検温を実施して下さい。発熱が認められる（37.5度以上）場合または体調不良が認められる場合は、登園の自粛をお願いします。また、お子様の安全を最優先に考え、解熱後も数日間のご家庭での保育にご協力ください。
- ・育児休業からの復帰予定で入園される方へ  
新型コロナウイルス感染症による保育所等の登園自粛要請に伴い、5月までに入所決定している育児休業者の復帰時期については、最大2か月延長し、育児休業期間を7月13日までとします。  
※育児休業給付金については、お勤めの会社またはハローワークへお問い合わせください。
- ・現在求職活動事由の方へ  
求職活動事由で在園中の方で、登園自粛要請により求職活動が出来ず、就労先が見つからなかった場合については、求職活動での認定期間延長可能とします。その場合は、認定の切れる月の20日までにこども課へご相談ください。
- ・登園自粛期間の延長については、市ホームページのこども課のお知らせに掲載しておりますので、併せてご確認ください。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、下記HP等から最新の情報を入手いただくようお願いいたします。  
(参考)

- ・新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房）  
[http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)
- ・新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)
- ・群馬県の緊急事態措置について（群馬県）  
<https://www.pref.gunma.jp>